

# 合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.12.1

## 第13号



## 土地取引部門を廃止し、職員を10名削減するなどとした経営改善計画が提案され、五城目町開発公社の新町での取扱いが協議されました。

11月11日に第15回、11月25日に第16回の合併協議会が開催されました。これらの会議では、継続協議となっている上・下水道事業、財産及び債務の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、新町の事務所の位置、事務組織及び機構の取扱い、新町まちづくり計画（素案）についての協議が行われたほか、新たに地域審議会、環境対策関係事業・ごみ収集運搬業務、勤労者・消費者関連事業、交流事業（その他の国内交流事業）、五城目町開発公社の取扱いについて協議が行われました。

### 目次

第15回・第16回合併協議会	…………… P2～8
新町まちづくり計画の主な事業（抜粋）	…………… P9
合併協定項目一覧表、お知らせなど	…………… P10

# 第15・16回

## 合併協議会

11月11日に八郎瀧町農村環境改善センターにおいて第15回合併協議会が、11月25日に井川町農村環境改善センターにおいて第16回合併協議会が開催されました。

これらの会議では、継続協議となっている財産及び債務の取扱いや新たに提案された地域審議会、五城目町開発公社の取扱いなど11項目について協議が行われました。

### 協議された事項

第15回合併協議会では、継続協議となっている財産及び債務の取扱いなどについて協議が行われ、上・下水道事業については、水道料金を合併3年後を目処に統一するなどとして提案どおり確認されましたが、その他の協議案件については、基金のあり方や財産価値などに関する点、五城目町の職員削減計画の考え方、支所の15年後の職員数のあり方などについて、多くの意見が出され、継続して協議することとなりました。

第16回合併協議会では、第15回合

併協議会で提案された地域審議会に関することや、環境対策関係事業・ごみ収集運搬業務など4項目について協議が行われ、それぞれ提案どおり確認されました。また、五城目町開発公社については、経営改善計画が示され、五城館など4施設の管理運営委託を現行のとおり新町に引き継ぐこととした調整内容により提案され、協議が行われましたが、更なる合理化を進めるべきとした意見などがあり、継続して協議を行うこととなりました。その他財産及び債務の取扱い、事務組織及び機構の取扱い、新町まちづくり計画など5項目についても継続して協議を行うこととしました。

### 協議第39号 上・下水道事業について

#### 【提案内容】

第14回合併協議会において、今後10年間に水質対策などの事業を実施しても料金を据え置くことが可能であるとするならば、各町それぞれ料金を統一することなく不均一の料金体系とすることができないかなどとする意見があり、水道料金の統一時期のあり方などについて検討するため、継続して協議することとしました。

水道料金については、3町が一体化することに伴う合併効果などを含め新町水道計画を策定し合併3年後を目処に料金の統一を図ることとし、提案されている次の調整内容により協議が行われました。

#### ① 上水道事業の取扱いについて

は、次のとおりとする。

(1) 事業及び有形固定資産については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 料金については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。

(4) 加入金については、合併時

に廃止する。

(5) 関係手数料については、合併時に統一する。

② 簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 料金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

③ 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。

なお、受益者負担金(分担金)については、現行のとおりとする。

④ 農業集落排水事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 事業会計については、合併時に統一する。

(3) 使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併3年後を目処に統一を図る。なお、受益者負担金に

ついでには、現行のとおりとする。  
⑤その他

(1)排水設備工事指定者の指定関係手数料については、合併時に統一する。

(2)合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、五城目町の例により合併後も継続する。

(3)水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給については、融資限度額、償還方法を除いて井川町の例による。

#### 【協議結果】

委員からは、3年後にどの程度の水道料金となるのか示して欲しいという意見がありました。合併協議会における協議のあり方としては、個々の料金を具体的に決定するものではなく、その調整をどのように行うのかを協議するべきであるとして、また、平成15年度決算をベースにして3町の統一した水道料概算値は10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>当たり1,922円であることから、新町での統一した水道料金は概ね10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>当たり2,000円程度となるのではないかとする正副会長会議で話し合われたことなどが説明され、新町において3町の現状等を踏

まえ議論して決定するべきであるとし、提案どおりの調整内容とすることが確認されました。

#### 協議第9号の3 財産及び債務の取扱いについて

##### 【提案内容】

第14回合併協議会において、開発公社に関することを切り離して協議を行うことが確認されたことから、調整内容を修正し次のとおり提案されました。

五城目町、八郎潟町、井川町の所有する財産、公の施設及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとする。

##### 【協議結果】

基金の取扱いについて、各町の基金の設置目的などが資料として提出され、2町又は3町で目的を同じくする基金は合併時に統合し、その他独自の基金については、合併時まで調整するとして基本的な考え方が説明されました。なお、井川町の保健施設整備基金については、施設の大規模改修費用に充てるため、さくら苑への介護保険給付費の8%を積立てているものであり、施設限定基金として取り扱うべきであるとの考

え方が示されました。

また、五城目町における町税や国保税の未納額が平成14年度と平成15年度を比較すると約80,000千円ほど減少している理由について質問が出され、平成15年度において、滞納処分停止などにより約110,000千円の未納欠損処分を行ったことが説明されました。

その他山林や宅地などの普通財産の資産価値を提示して欲しいとの意見があり、宅地などを除き、山林原野の土地評価額や立木価格について説明が行われました。

なお、債務負担行為の設定額が増えてきている理由や、平成16年11月末における町税の徴収状況について説明して欲しいとする意見などがあり、継続して協議することとしました。

#### 協議第18号の2 一般職の職員の身分の取扱いについて

##### 【提案内容】

新町における職員数について、定員適正化計画を策定し定員管理に努めるとして提案していましたが、どの程度の職員数を目指すのか明確でないとする意見があり、人口規模などを同じくする類似団体の職員数を目安とするとして調整内容を一部

修正して、次のように提案されました。

また、五城目町が合併前に自助努力で職員削減に取り組みとした五城目町職員削減計画が示され、その削減内容などについても協議が行われました。

①3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

②職員数については、新町において類似団体の職員数を考慮した定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

③職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

④職員の任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新町において統一を図る。

⑤給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、新町発足後速やかに統一を図る。

## 五城目町職員削減計画

平成16年11月1日現在の職員数288人について、退職者の不補充や

老人ホームの民営化などにより平成17年4月1日までに36人を削減する計画となっています。

### ◆ 全体の削減計画

区分	現職員数 (H16.11.1現在)	削減目標数	削減後の職員数 (H17.4.1現在)
一般職の職員	179人	5人	174人
臨時的任用職員	109人	31人	78人
計	288人	36人	252人

### ◆ 職員の削減内訳

No	削減の具体的内容	削減目標数
1	平成16年度末の一般職の職員の退職者の不補充による削減	一般職 5人
2	養護老人ホーム「森山荘」の公設民営化による削減	臨時職 15人
3	訪問看護ステーションの社会福祉協議会への事業移管による削減	臨時職 6人
4	各地区公民館への一般職の職員の配置による臨時職員の削減	臨時職 6人
5	事務アルバイトの削減	臨時職 3人
6	緊急雇用対策事業の廃止による削減	臨時職 1人
	計	36人

#### 【協議結果】

新町においては、類似団体の職員数を考慮し、基本的には合併後5年間は新規採用を行わず、その後は退職者の3分の1以内の補充にとどめるとしていることなどから、調整内容を一部修正したことについて、評価するとの意見がありました。しかし、五城目町の職員削減計画については、職員数としては削減されているが、老人ホームの場合については、その施設運営は措置費によって賄われていることから、公設民営化となってもその措置費の町の負担は変わらず、逆に施設の一般職職員5人の人件費が新たな財政負担となり、財政的には職員削減による人件費の削減にはつながっていないとする指摘もあり、更なる削減計画を示すべきであるとの意見などが出されたことから、継続して協議することとしました。

#### 協議第8号の2 新町の事務所の位置について

#### 【提案内容】

これまでの会議において、支所の名称を「庁舎」と呼称すべきであるとする意見や、本庁支所方式の一部

分庁方式を取り入れて、特定の課を支所に分散するような形態もあるのではないかとする意見もありましたが、呼称については、本庁又は支所の名称が町民にも分かりやすいことと、また、一部分庁方式を取った場合は、町民の利便性が低下することや、職員配置も非効率となり職員数の削減につながらないことが懸念されるため、調整内容の変更は行わず、提案している次の調整内容に基づき、引き続き協議が行われました。

- ① 新町の事務所の位置は、現在の五城目町役場の位置（五城目町西磯ノ目1丁目1番地1）とする。
- ② 現在の八郎瀧町、井川町の役場の位置に支所を置く

#### 【協議結果】

支所におけるその地域の住民サービスの低下が懸念されるため、現地即決機能などの支所における権限について、検討する必要があるとして、事務組織及び機構の取扱いの協議と併せて引き続き協議を行うこととしました。

## 本庁、支所、施設別職員削減シミュレーション

年 度	本庁・支所の計	支 所		施 設	合 計	
		本 庁	支			所
			八 郎 潟			井 川
合 併 時 (H17.10.1)	183 人	104 人	43 人	36 人	162 人	345 人
(H18.4.1)	177 人	101 人	41 人	35 人	162 人	339 人
合 併 5 年 後 (H22.4.1)	153 人	98 人	28 人	27 人	126 人	279 人
合 併 10 年 後 (H27.4.1)	133 人	93 人	20 人	20 人	97 人	230 人
合 併 15 年 後 (H32.4.1)	101 人	87 人	7 人	7 人	83 人	184 人

※本庁、支所の職員数は、庁舎内の職員数である。

### 協議第48号 事務組織及び機構の取扱いについて

#### 【提案内容】

本庁又は支所にとどの程度の職員が配置されるのか、また、支所の職員数が今後どのようなようになるのか明確でないため、それらに関する資料の提出が求められていました。これを受けて、合併時の五城目本庁の庁舎内の一般職の職員数は104人、同じく八郎潟支所は43人、井川支所は36人とし、これによって余剰となる現在の庁舎内の一般職の職員60人は、施設などに配置されている臨時職員が行っている職務に配置換えを行い対応することが説明されました。また、合併後の本庁や支所などの職員数についても、全体の職員数を類似団体の職員数まで削減するとした前提で試算を行ったものであるとの説明がされました。

新町の事務組織・機構については、次の方針により整備するものとする。

- ①住民の声を適正に反映することができる組織及び機構
- ②簡素で効率的な組織及び機構
- ③指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織及び機構

- ④迅速な意思決定が可能な組織及び機構

- ⑤新町まちづくり計画の円滑な遂行や行政課題に対応できる組織及び機構

#### 【協議結果】

15年後の支所の庁舎内の職員数を7人とする試算結果について、支所としての機能が果たせないとして、少なくとも合併5年後の職員数で20年程度は支所を維持すべきであるという意見や、合併しても住民サービスは絶対に低下させないとしていたのに7人ではサービス低下がはつきりしているなどの意見が出されました。また、一般職の職員を施設などで臨時職員が行っている職務に配置換えすることが効率的な方法なのか疑問視する意見などがあり、支所のあり方や効率的な職員配置について、継続して協議することとしました。

#### 協議第54号 その他の事業（五城目町開発公社の取扱い）

##### 【提案内容】

五城目町が策定した経営改善計画

に基づき、合併前に土地取引部門を廃止し、恋地山荘は平成17年4月から休業とするなどとして、直売所、五城館、赤倉山荘、盆城庵の4つの施設の管理運営委託については、現行のとおり新町に引き継ぐとして、次のとおり提案されました。

財団法人五城目町開発公社に対する公共施設の管理運営委託については、経営改善計画に基づき、恋地山荘、恋地スキー場及びリバーサイド磯ノ目を除き、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

#### 五城目町開発公社

##### 経営改善計画概要

##### ①土地取引部門について

合併前に五城目町が開発公社所有の土地をすべて買い取り、開発公社業務のうち土地取引部門を廃止する。

※平成15年度末の土地棚卸数量は、面積159,757・08㎡、価格134,345,559円となっている。

※買い取るための予算は、平成

16年12月議会に提案することとしている。

## ②施設管理運営部門について

現在、町から委託を受け管理運営を行っている施設のうち、恋地山荘及び恋地スキー場については、平成17年4月から休業とし、リバーサイド磯ノ目については平成17年1月中旬を目処に商工会に貸与する方針であり、残る施設については、現行のとおり開発公社が町から委託を受け管理運営を行うものとする。

社員及びパートについては、平成17年度において、平成16年度より社員5人、パート5人を削減し、45人体制から35人体制とする。

管理運営委託料については、平成17年度において、平成15年度実績から25,000千円削減し46,806千円とする。

※施設の休業等に伴う条例改正などは、平成16年12月議会に提案することとしている。

## 【協議結果】

開発公社が所有する土地を町がす

べて買い取ることにについては、合併に際して、目的を持たない土地を買い取ることにになり、新町での重荷になるのではないのかとする意見などが出され、観光施設の管理運営については、開発公社ではなく第3セクターなど民間に委託するべきであることや、経営改善計画については、議会の議決が必要とする予算や条例改正などがあることから、確かなものとなっていないため合併協議会では議論できないとする意見も出されました。

その他多くの意見が出されましたが、管理運営委託料の積算根拠や新町での観光施設のあり方などについて、更に協議する必要があることから、継続して協議することとしました。

## 協議第50号 地域審議会について

### 【提案内容】

地域審議会は、合併による行政区の拡大から、住民の意見が新町の施策に反映されにくくなるという懸念があるため、住民の意見を新町の施策によりきめ細やかに反映していくために設置される附属機関ではあるが、新町においては、すべての住民を対象とした行政座談会の実施

や、広報広聴事業を充実していくことが確認されていることから、住民の意見や要望が十分把握できるとした判断により、地域審議会は設置しないものとして、次のとおり提案されました。

地域審議会は、新町において設置しないものとする。

## 【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

## 協議第51号 環境対策関係事業、ごみ収集運搬業務について

### 【提案内容】

全町清掃デー、八郎湖の環境保全、アメリカシロヒトリなどの病害虫防除など環境対策に関することや、ごみの収集品目、収集回数、処理手数料などについて、次のとおり提案されました。

①し尿・浄化槽汚泥の収集については、施設利用料は合併時統一する。家庭汲取り料は新町において統一する方向で業者と調整する。

②全町清掃デーについては、実

施日を統一して実施する。

③八郎湖の環境保全については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

④環境保全協定については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑤病害虫防除については、新町においても対策を講ずる。

⑥一般廃棄物収集については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から品目及び回数を統一して実施する。

⑦粗大ごみ処理手数料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から井川町の例により統一する。

⑧ごみ袋販売価格については、合併時までに調整する。

⑨ごみ袋販売方法は、現行のとおりとし、販売手数料は合併時まで調整する。

⑩ごみ減量化については、新町においても積極的な対策を講ずる。

## 【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

## ● 一般廃棄物処理に係る手数料等の現状及び調整内容

項目	五城目町	八郎潟町	井川町	調整内容
し尿・浄化槽汚泥施設利用手数料	(クリーンセンター) 1 L 当たり0.5円	(湖水苑) 1 L 当たり0.7円	(湖水苑) 1 L 当たり0.7円	合併時に 1 L 当たり0.7円とする。
し尿・浄化槽汚泥家庭汲取り料	180Lまで 1,710円 180Lを超える場合 従量制 1 L 当たり9.5円	1 L 当たり7.0円	1 L 当たり7.0円	新町において統一する方向で業者と調整する。
粗大ごみ処理手数料	大型、小型の区別なく 1個 40円	大型1個 1,050円 小型1個 525円	大型1個 500円 小型1個 100円	平成18年度から井川町の例により統一する。
ごみ袋販売価格	燃えるごみ 大(40L) 1枚40円 小(20L) 1枚20円  燃えないごみ ※燃えるごみと同じ  資源ごみ ※燃えるごみと同じ	燃えるごみ 大(45L) 1枚 50円 小(20L) 1枚37.5円  燃えないごみ 大(45L) 1枚 50円  資源ごみ ※燃えるごみと同じ	燃えるごみ 大(45L) 1枚 8.57円  燃えないごみ 大(30L) 1枚 16.66円  資源ごみ 空きびん(30L)等 1枚 15円	合併時まで調整する。

### 協議第52号 勤労者・消費者関連事業について

#### 【提案内容】

ハローワークからの情報収集などにより就業の促進を図ることや、消費者関連事業として消費生活相談などの推進に努めるとして、次のとおり提案されました。

- ① 雇用促進対策については、関係機関との連携強化により、雇用に関する情報を収集し、就業の促進を図る。
- ② 勤労者生活資金融資制度は、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- ③ 消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。

#### 【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

### 協議第53号 交流事業（その他の国内交流事業）について

#### 【提案内容】

国際交流や姉妹都市交流のほか、五城目町が加盟している全国やまゆりサミット、全国朝市サミット、

全国民謡サミット、日輝会美術交流など全国的な交流事業について、現行のとおりに新町に引き継ぐこととして、次のとおり提案されました。

その他の国内交流事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。

#### 【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

### 協議第11号の2 新町まちづくり計画（素案）について

新町まちづくり計画（素案）については、第13回合併協議会で提案され、第14回合併協議会から協議が行われていますが、協議会委員による意見等について、抜粋して紹介します。

#### Q1

3町が合併した場合にどれくらいの合併特例債が使われるのか、また各地域においてどれくらい使われるのか説明をお願いしたい。

#### A1

合併特例債事業（基金造成分を除く。）については、事業費54億8,000万円を予定して

おり、そのうち起債が3.9億6、000万円位と考えている。各町毎に見てみると、男鹿南秋広域廃棄物関連を除いて、五城目町が9億円、八郎潟町が19億円、井川町が3億6、000万円となっている。

**Q2** 学校給食調理場の建設につ

いては、八郎潟小学校と中学校の共同施設として設備費を計上しているが、井川小中併設校の建設や五城目第一中学校の改築にも給食施設の設置が計画されていると思われることから、合併のメリットをいかすためにすべてを含めた共同施設の設置を要望したい。県内の状況を見ても共同施設は、7割ほどの普及率であり、また様々な有利点も考えられることから、経費の節減という観点からも再度検討をお願いしたい。

**A2** 学校給食についてはいろいろ

な考え方があると思う。共同調理場はそれなりに合理化できるので非常にメリットはあると思うが、食育等との関連で、果たして共同調理での合理化だけでいいのかということも意見として出てくると思う。また以前と比べて学校給食に対する考え方は大幅に変わ

っており、調理後2時間以内に食事を終えるということになっているが、町の規模・学校の統廃合といったことはまだ議論になっておらず、それに対応できるかということも考えなければならぬ。かなり専門的な検討が必要になってくると思う。

**Q3** やはり湖東町になるという

ことで、住民の皆さんが夢を持っているような計画が欲しいと思う。例えば文化・芸術面からということ、事業が予定されている井川の生涯学習館などは合併特例債事業として位置付けて、湖東町全体を視野にいれたものにできないか検討して欲しいと思う。

**A3** 生涯学習館というのは新設

するものではなく、小中併設校を建設した場合に残される小学校を活用して、宿泊研修や展示施設等に沿うような形に改築するという事業である。

例えば同じような形で、現在の役場庁舎を図書館に改修するというような考え方もできるわけで、合併にあたって施設の統廃合というのは避けられないことであり、既存の建物をあまり費用のからからないようにして更なる活用を考え



ていくことは非常に重要なことであると思うし、そういうことが最終的に合併の効果ということになるのではないかと思います。

**Q4** 夢のある新町ということ

非常に気がかりなのは、少子化についてであり、期待感が持てないわけである。重点プロジェクトにぜひ今までにない新しい施策として、少子化対策を組み入れていただきたいと思う。

**A4** これらの資料に出てきているのはどちらかというとハード事

業であり、その他のソフト事業や、あるいは夢・特色のある湖東町ならではの取り組み等を幹事会で再検討しているところである。今後ご意見を踏まえて更に検討してみたいと思う。

**Q5** 重点プロジェクトに福祉関

係のプロジェクトを組み入れることは、非常に難しいということでしたが、私は難しいからこそ取り組むべきではないかと思う。一つ例を挙げれば、希望を持てるような何かということ、湖東総合病院のこともあると思う。建設については厳しい状況にあるということも伺っているが、それこそきちりプロジェクトの中で湖東町としての姿勢を町民に示していくべきであり、そのような夢なり希望を与えるべきではないかと思う。

**A5** 湖東総合病院関連について

は、まちづくり計画においては「中核医療施設の整備促進」、財政計画においては「中核医療施設建設費負担金」という形で載せている。具体的に湖東総合病院ということを示して、はっきりと3町の姿勢を示すこととしたい。



# 新町まちづくり計画の主な事業（抜粋）

基本目標 1		快適に暮らせる美しいまちづくり	
広域ごみ処理施設整備費負担金（湖東）	2,321,069千円	公営住宅整備事業（新築・建替）（八・井）	729,000千円
防災無線整備事業（湖東）	388,500千円	宅地分譲事業（井）	110,000千円
町道整備事業（井）	360,000千円	雀館公園整備事業（五）	160,000千円
上水道整備事業（湖東）	890,000千円	町道整備事業（湖東）	2,774,570千円
簡易水道整備事業（五）	726,000千円	有線放送設備改修事業（井）	350,000千円
公共下水道整備事業（湖東）	4,040,000千円	消防庁舎建設事業（五）	260,000千円
流域下水道整備費負担金（湖東）	277,200千円		

基本目標 2		心豊かな人が育ち、育てるまちづくり	
八郎潟小大規模改造事業（八）	605,300千円	グラウンドゴルフ場整備事業（五）	130,000千円
図書館整備事業（八）	92,000千円	生涯学習館（仮称）整備事業（井）	295,000千円
五城目一中改築事業（五）	2,175,761千円	町民球場（五一中）改修事業（五）	100,000千円
井川小中併設校建設事業（井）	3,386,575千円	国体関連体育館改修事業（五・八）	95,000千円
大川小大規模改造事業（五）	100,000千円		

基本目標 3		活力と魅力あふれる産業が躍進するまちづくり	
八郎湖岸開発事業（八）	1,065,000千円	林道整備事業（五・井）	156,435千円
中心市街地活性化事業（湖東）	600,000千円	公園（国花苑等）整備事業（井）	145,000千円
ふるさと農道整備事業（五・井）	322,670千円	彫刻整備事業（井）	105,000千円
ほ場整備事業（五・井）	130,000千円	観光施設改修事業（五）	50,000千円

基本目標 4		健康でおもいやりに満ちたまちづくり	
湖東総合病院建設費負担金（湖東）	390,000千円	さくら苑大規模改修事業（井）	150,000千円
生活支援ハウス等整備事業（井）	500,000千円		

基本目標 5		共に歩む参加と自立のまちづくり	
庁舎改修事業（八）	51,000千円	庁舎改修事業（五・井）	105,000千円
移動通信用鉄塔整備事業（五・井）	323,800千円		

※ 網掛された事業⇒合併特例債事業

（五）⇒五城目地域、（八）⇒八郎潟地域、（井）⇒井川地域、（湖東）⇒湖東町

# 合併協定項目の協議状況

(平成16年11月25日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種事務事業の取扱い	28	消防防災関係事業	○	○	◎	
	2	合併の期日	○	○	◎		29	交通関係事業	○	○	◎	
	3	新町の名称	○	○	◎		30	窓口業務	○	○	◎	
	4	新町の事務所の位置	○	△			31	保健衛生事業	○	○	◎	
	5	財産及び債務の取扱い	○	△			32	環境対策関係事業	○	○	◎	
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		33	ごみ収集運搬業務	○	○	◎	
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		34	保育事業	○	○	◎	
	8	地方税の取扱い(都市計画税を除く)	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い	○	○	◎	
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△			36	児童福祉事業	○	○	◎	
	10	地域審議会	○	○	◎		37	障害者福祉事業	○	○	◎	
すり合わせが必要な項目	11	特別職の職員の身分の取扱い	○	○	◎		38	高齢者福祉事業	○	○	◎	
	12	条例、規則等の取扱い	○	○	◎		39	その他の福祉事業	○	○	◎	
	13	事務組織及び機構の取扱い	○	△			40	健康づくり事業	○	○	◎	
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○	◎		41	農林水産業関係事業	○	○	◎	
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○	◎		42	商工観光関係事業	○	○	◎	
	16	公共的団体等の取扱い	○	○	◎		43	勤労者・消費者関連事業	○	○	◎	
	17	補助金、交付金等の取扱い	○	○	◎		44	建設関係事業	○	○	◎	
	18	字名の区域及び名称の取扱い	○	○	◎		45	上・下水道事業	○	○	◎	
	19	慣行の取扱い	○	○	◎		46	学校教育事業	○	○	◎	
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		47	社会教育(生涯学習)事業	○	○	◎	
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		48	町立学校の通学区域の取扱い	○	○	◎	
	22	消防団の取扱い	○	○	◎		49	文化振興事業	○	○	◎	
	23	行政区等の取扱い	○	○	◎		50	コミュニティ施策(施設)事業	○	○	◎	
各種事務事業の取扱い	24	電算システム事業	○	○	◎		51	その他の事業(開発公社の取扱い)	○	△		
	25	広報広聴関係事業	○	○	◎			(指定金融機関)				
	26	交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎		新町建設計画	52	新町まちづくり計画策定方針	○	○	◎
		(国内交流事業)	○	○	◎				新町まちづくり計画(素案)	○	△	
27	納税関係事業	○	○	◎								

## 第17回 合併協議会開催のお知らせ

**日時** 平成16年12月24日(金) 午後1時

**場所** 五城目町役場2階正庁

**案件** 財産及び債務の取扱い  
 新町の事務所の位置について  
 事務組織及び機構の取扱いについて  
 一般職の職員の身分の取扱いについて  
 その他の事業(五城目町開発公社の取扱い)について  
 新町まちづくり計画(素案)について など



**協議会はどなたでも傍聴できます**

編集・発行 五城目町・八郎瀧町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp